



平成28年1月1日から各種申請時に個人番号(マイナンバー)と身元確認が必要になります。

マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の施行に伴い、平成28年1月1日から申請書に個人番号(マイナンバー)を記載し、申請書の提出時に番号確認と身元確認を行うことが義務化されました。

■ 本人が申請するとき・・・ 個人番号確認と身元確認を行います。

個人番号確認に必要な書類(いずれか1つ)

- ① 本人の個人番号カード(個人番号が記載してある面)
- ② 本人の通知カード
- ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し
- ④ 本人の個人番号が記載された住民票記載事項証明書
- ⑤ 本人の個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの(官公署、事業所が発行)



身元確認に必要な書類

- いずれか1点
1. 本人の個人番号カード(顔写真が記載してある面)
 2. 本人の運転免許証、パスポート、各障害者手帳、在留カードなどの官公署が発行した顔写真、氏名、生年月日または住所が記載されているもの
- いずれか2点
3. 本人の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、健康保険証、年金手帳などの書類



個人番号カードであれば、これ1枚で「個人番号確認」と「身元確認」ができます。

※郵送で申請する場合は、個人番号確認に必要な書類と身元確認に必要な書類の写しを添付してください。個人番号カードの場合は両面の写しを添付してください。

【お問い合わせ】

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地
小林市役所 長寿介護課 電話 0984-23-1140 F A X 0984-25-1051

● 不明な点は、左記までご連絡ください ●

■ 代理人が申請するとき...

代理権の確認と代理人の身元確認と申請者の個人番号確認の3つを行います。

代理権の確認

(いずれか1つ)

【法定代理人】

- A 登記事項証明書
- B 任意後見契約
- C 審判書謄本と
確定証明書

【任意代理人】

- D 委任状

※委任状は、全てワープロ
で作成されたものは不可で
す。

代理人の身元確認に 必要な書類

い
ず
れ
か
1
点



1. 代理人の個人番号カード
(顔写真が記載してある面)
2. 代理人の運転免許証、パスポート、介護支援専門員証などの官公署が発行した**顔写真**、氏名、生年月日または住所が記載されているもの

い
ず
れ
か
2
点

3. 代理人の健康保険証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、年金手帳などの書類

※受任者が事業所になっている場合は、来庁者が事業所の職員であるか確認できる書類もお持ちください(事業所印、顔写真のある社員証、委任状など)。

申請者の個人番号確認に 必要な書類(いずれか1つ)

- ① 申請者の個人番号カード
(個人番号が記載してある面) 
- ② 申請者の通知カード 
- ③ 申請者の個人番号が記載された住民票の写し
- ① 申請者の個人番号が記載された住民票記載事項証明書
- ② 申請者の個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの(官公署、事業所が発行)

※郵送で申請する場合は、代理権の確認に必要な書類と代理人の身元確認に必要な書類と申請者の個人番号確認に必要な書類の写しを添付してください。

他人の個人番号カードや通知カードなどの個人番号の記載のある書類等の保管はできません。申請書等の写しを保管する場合は個人番号の記載のない書類を保管してください。

■ その他...

● 代理権のない使用者が申請書を提出するとき

本人の代わりに、使用者が申請書の提出をするときは、申請書等は**封筒に入れて封をして**窓口までお持ちください。
この場合は、使用者が本人に代わって申請書に個人番号を記載することはできません。